

文京区 景観計画

—協働で取り組む—
「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい
魅力溢れる景観づくり



文京区景観計画の策定に当たって



文京区は、「坂」と「緑」と「史跡」が溢れ、多くの魅力的な景観に出会えるまちです。

起伏に富んだ地形を象徴する多くの坂道は、文京区の景観を特徴付けるものとなっています。また、文京区の歴史・文化の深さを象徴する文化財や文人ゆかりの史跡が区内の各所に点在し、歴史・文化の趣を感じさせるとともに、下町風情が残るまち並み、寺社が多く集まる寺町など、地域ごとの個性ある景観が見られます。さらには、江戸時代につくられた大名庭園や斜面地の豊かな樹林を利用した大学などの大規模な緑のまとまり、都市空間の中で自然や潤いを感じることができる神田川、そして、公園で子どもたちが楽しく遊ぶ姿や商店街で多くの人が集う姿など、区内には多くの魅力的な景観が溢れ、豊かなまち並みが広がっています。住宅地として落ち着いたまち並みや、歴史的な雰囲気のまち並みなどが相まって、居住者だけでなく来訪者からも親しまれてきました。

文京区では、平成 12 年度より、景観基本計画に基づき景観指導・誘導を実施してまいりましたが、今後は、景観法に基づく景観行政団体として、これまで以上に、こうした文京区らしい魅力を生かしたきめ細かい景観づくりを推進するため、景観計画を策定いたしました。

これにより、文京区都市マスタープランに掲げる「安全で快適な魅力あふれるまちづくり」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、区民や建築行為を行う事業者の皆さま等の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、今回の策定に当たり、長時間の審議・検討にご尽力いただきました各位、貴重なご意見やご提案をいただきました区民の皆さまに、厚くお礼申し上げます。

平成 25 年 1 0 月

文京区長 成澤廣修

目 次

はじめに	1
(1) 本計画における「景観」とは.....	1
(2) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の背景.....	3
(3) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の意義.....	3
(4) 景観計画の区域.....	4
(5) 景観計画の位置付け.....	4
第1章 文京区の景観特性	5
1-1 文京区の景観特性	6
(1) 地形.....	7
(2) 歴史・文化.....	8
(3) まちのまとまり.....	11
(4) 骨格.....	19
(5) 拠点.....	22
(6) 緑.....	23
(7) 活動.....	26
第2章 景観づくりの目標と基本方針	29
2-1 「景観特性」を生かした景観づくり	29
2-2 景観づくりの目標	30
2-3 景観づくりの基本方針	31
第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準	41
3-1 景観形成基準の考え方	41
3-2 景観形成基準	43
(1) 景観形成基準.....	43
(2) 色彩基準.....	81
(3) 景観形成基準の適用.....	91
3-3 建築行為等の規制・誘導の仕組み	92

第4章 公共施設における先導的な景観づくり	95
4-1 公共施設における先導的な景観づくり	95
4-2 公共施設の整備に関する景観配慮事項	95
4-3 景観重要公共施設	97
(1) 景観重要公共施設の指定方針	97
(2) 指定に当たっての考え方	97
(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項	98
第5章 景観資源の保全	101
5-1 景観重要建造物の指定方針	101
5-2 景観重要樹木の指定方針	101
第6章 屋外広告物における景観づくり	103
6-1 屋外広告物の表示等に関する基本方針等	103
(1) 屋外広告物の表示等に関する基本方針	103
(2) 文化財庭園等景観形成特別地区（I種）における基準	104
6-2 ガイドラインを用いた屋外広告物の協議	105
第7章 景観形成の推進	107
7-1 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり	107
7-2 景観づくりの推進体制	108
(1) 文京区景観づくり条例の制定	108
(2) 文京区景観づくり審議会の設置	108
(3) 建築行為等の協議体制	108
(4) 庁内の推進体制	110
(5) 各種行政計画との連携等	110
(6) 東京都及び隣接区との連携	110
7-3 計画の見直し	111
7-4 景観づくりの推進施策	111
資料編	113